

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 6/2563
เรื่อง การปรับปรุงมาตรการส่งเสริมการลงทุนเศรษฐกิจฐานราก

(非公式訳)

投資委員会布告

第 6/2563 号

件名：地域経済（ローカルエコノミー）の投資奨励措置の改定

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付の投資委員会布告第 2/2557 号「投資奨励政策および基準」に引き続き、

投資委員会は、現地組織（local organizations）または地域の農業・農産加工・軽工業・地域観光業に関し生産またはサービス提供の競争力向上のために支援して、現地組織（local organizations）の全体的水資源管理に対し事業者の参画・支援を図るために推進することを目的とし、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条、第 18 条および第 31 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 仏暦 2563 年（2020 年）3 月 11 日付投資委員会布告第 5/2563 号「地域経済（ローカルエコノミー）の投資奨励措置」を廃止する。

第 2 項 地域経済（ローカルエコノミー）の投資奨励措置に基づく申請可能なプロジェクトにおける資格、条件、恩典は以下の通りである。

2.1 被奨励プロジェクトか否かにかかわらず、既存のプロジェクトであること。

- (1) 既存の被奨励プロジェクトの場合、本措置に基づく奨励申請時点で投資委員会が定めた投資奨励対象業種に該当する事業であり、法人所得税の免除または減税期間終了後、もしくは法人所得税免除の恩典が付与されていない事業であること。
- (2) 被奨励プロジェクトでない場合、本措置に基づく奨励申請時点で投資委員会が定めた投資奨励対象業種に該当する事業であること。

条件

- (1) 各プロジェクトにつき、投資金額が（土地代および運転資金を除く）100 万バーツ以上であり、各現地組織につき 20 万バーツ以上支援すること。

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 6/2563
เรื่อง การปรับปรุงมาตรการส่งเสริมการลงทุนเศรษฐกิจฐานราก

(2) 製造またはサービス提供の競争力向上または、干ばつ被害を軽減させるための対策と水害対策を必ず含む現地組織 (local organizations) の全体的水資源管理の支援のために、現地組織 (local organizations) との協力計画を提出すること。また奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。なお、全体的水資源管理の支援の場合は、干ばつ被害が多発している地域または水害が多発している地域のみを対象とする。また水資源管理計画はタイ国家水資源局 (Office of the National Water Resources) の同意を得ておりかつタイ国の水資源管理計画に適合すること。

(3) 支援を受ける現地組織 (local organizations) とは、関連機関もしくは地方自治体に登録した、全体的水資源管理の目的で農業および農産加工・軽工業・地域観光事業のいずれかに該当する事業を営んでいる協同組合またはコミュニティ企業 (community enterprises) を意味する。

恩典

(1) 既存事業による収入が対象で、投資金額 (土地代および運転資金を除く) の 120% を上限とし、法人所得税を 3 年間免除する。法人所得税免除額は、事務局が定めた現地組織 (local organizations) に対して実際に支援した投資金額 (土地代および運転資金を除く) より計算される。例えば、工場建設費、機械・設備費用、教育訓練費用並びに、貯水池の掘削や砂防堰堤の建設・改修や地下水の井戸の掘削・改修・メンテナンス・洗浄を支援するための費用などである。なお、法人所得税の免除期間は奨励証書発給後、収入が発生した日からとする。

(2) 税制以外の恩典は、仏暦 2557 年 (2014 年) 12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号における基準に基づき付与する。

2.2 被奨励プロジェクトで法人所得税免除の恩典がまだ終了していないプロジェクト、または法人所得税免除の恩典が受けられる申請対象となる新規投資プロジェクト。

条件

(1) 各現地組織 (local organizations) につき 20 万バーツ以上支援すること。

(2) 製造またはサービス提供の競争力向上または、干ばつ被害を軽減させるための対策と水害対策を必ず含む現地組織 (local organizations) の全体的水資源管理の支援のために、現地組織 (local organizations) との協力計画を提出すること。また奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。なお、全体的水資源管理の支援の場合は、

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 6/2563
เรื่อง การปรับปรุงมาตรการส่งเสริมการลงทุนเศรษฐกิจฐานราก

干ばつ被害が多発している地域または水害が多発している地域のみを対象とする。また水資源管理計画はタイ国家水資源局 (Office of the National Water Resources) の同意を得るかつタイ国の水資源管理計画に適合すること。

(3) 支援を受ける現地組織 (local organizations) とは、関連機関もしくは地方自治体に登録した、全体的水資源管理の目的で農業および農産加工・軽工業・地域観光事業のいずれかに該当する事業を営んでいる協同組合またはコミュニティ企業 (community enterprises) を意味する。

恩典

追加で投資金額 (土地代および運転資金を除く) の 120% を上限とし、法人所得税を免除する。法人所得税免除額は、事務局が定めた現地組織 (local organizations) に対して実際に支援した投資金額 (土地代および運転資金を除く) より計算される。例えば、工場建設費、機械・設備費用、教育訓練費用並びに、貯水池の掘削や砂防堰堤の建設・改修や地下水の井戸の掘削・改修・メンテナンス・洗浄を支援するための費用などである。

第 3 項 本措置に基づき投資奨励を受けたプロジェクトは、他の措置に基づく恩典を申請することができる。

第 4 項 仏暦 2564 年 (2021 年) の最終営業日までに投資奨励申請書を提出すること。

尚、仏暦 2563 年 (2020 年) 4 月 13 日より有効とする。

発布日 : 仏暦 2563 年 (2020 年) 5 月 14 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー
(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長